議案第19号大津市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制 定について

議案第 19 号、大津市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。当議案につきましては、職員等の旅費における宿泊料および食卓料の金額を改定するものでございます。

2ページ目をお願いいたします。

まず、改正を必要とする条例については、記載のとおりであります。

次に、改正の趣旨については、近年の物価高騰やインバウンド需要の高まりにより、現行の宿泊料の定額、つまり上限額ではまかないきれないケースが散見されるようになっており、その対応を行うものであります。

3ページ目をお願いいたします。

ここでは、過去の宿泊料等の金額の変遷を表しております。旅費条例が制定された昭和32年から平成16年度までは、市長等1区分及び一般職員2区分の計3区分の宿泊料等を設定していました。金額の根拠となるのは、いずれも国家公務員の旅費規程でございます。なお、宿泊料は、1泊2食付の宿泊にかかる金額となっており、食事なし又は1食付きの宿泊の場合は、宿泊料を減額し、その代わりに食卓料の全額又は半額を支給しております。

次に、平成17年度に旅費条例を改正し、宿泊料等の設定については、市長等と一般職という2区分となり、あわせて1区分ずつ下位の金額設定としました。金額を引き下げた根拠といたしましては、当時の社会経済情勢や財政的な問題、より現状にマッチした旅費制度の構築を目的としたものでありました。この平成17年度の条例改正による宿泊料等の金額設定については、現在も変更しておりません。

4ページ目をお願いいたします。3の改正内容についてでありますが、今回は宿泊料および食卓料を増額改定するものであります。金額の根拠となるのは、これまでと同じく国家公務員の旅費規程であり、1区分上位の金額に設定いたします。先ほど、物価上昇やインバウンド需要の高まりによると説明させていただきましたが、特に、東京を代表とする大都市圏については、宿泊料金が大幅に上昇しているところです。現行制度ですと、上限以下の宿泊施設を探す労力が発生したり、見つけられたとしても旅行目的地より離れた場所であったりするなどの問題が発生していることから、公務を滞りなく実施するためにも、現状に則した宿泊料等の設定として、改正を実施したいと考えております。

5ページ目をお願いいたします。4の実施時期については、令和6年4月1日を予定しております。

以上、説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。